

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

野外活動センター条例施行規則（昭和49年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(附属の設備の <u>使用料の額</u> )	(附属の設備の <u>利用料金の上限額</u> )																														
第2条 条例別表第2に掲げる附属の設備の <u>使用料の額</u> は、別表に掲げるとおりとする。 (条例第3条の規則で定める者)	第2条 条例別表第2に掲げる附属の設備の <u>利用料金の上限額</u> は、別表に掲げるとおりとする。 (条例第3条の規則で定める者)																														
第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 条例第3条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると <u>知事</u> が認める者及びこれらの介護を行う者  (3) [略] (還付)	第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 条例第3条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると <u>条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</u> が認める者及びこれらの介護を行う者  (3) [略] (還付)																														
第4条 条例第4条に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。 (1) 野外活動センターの管理上必要があると認め、又は公益上やむを得ない必要が生じたことにより、 <u>教育委員会</u> が使用の許可を取り消したとき。 (2) [略] (3) その他 <u>知事</u> が特別の理由があると認めるとき。	第4条 条例第4条に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。 (1) 野外活動センターの管理上必要があると認め、又は公益上やむを得ない必要が生じたことにより、 <u>指定管理者</u> が使用の許可を取り消したとき。 (2) [略] (3) その他 <u>指定管理者</u> が特別の理由があると認めるとき。																														
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th><u>使用料</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上競技用具</td> <td>[略]</td> <td>円 <u>150</u></td> </tr> <tr> <td>軟式野球用具</td> <td>[略]</td> <td><u>270</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトボール用具</td> <td>[略]</td> <td><u>270</u></td> </tr> <tr> <td>ラグビーフットボール用具</td> <td>[略]</td> <td><u>40</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	<u>使用料</u>	陸上競技用具	[略]	円 <u>150</u>	軟式野球用具	[略]	<u>270</u>	ソフトボール用具	[略]	<u>270</u>	ラグビーフットボール用具	[略]	<u>40</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th><u>利用料金の上限額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上競技用具</td> <td>[略]</td> <td>円 <u>190</u></td> </tr> <tr> <td>軟式野球用具</td> <td>[略]</td> <td><u>330</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトボール用具</td> <td>[略]</td> <td><u>330</u></td> </tr> <tr> <td>ラグビーフットボール用具</td> <td>[略]</td> <td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	<u>利用料金の上限額</u>	陸上競技用具	[略]	円 <u>190</u>	軟式野球用具	[略]	<u>330</u>	ソフトボール用具	[略]	<u>330</u>	ラグビーフットボール用具	[略]	<u>50</u>
区 分	単 位	<u>使用料</u>																													
陸上競技用具	[略]	円 <u>150</u>																													
軟式野球用具	[略]	<u>270</u>																													
ソフトボール用具	[略]	<u>270</u>																													
ラグビーフットボール用具	[略]	<u>40</u>																													
区 分	単 位	<u>利用料金の上限額</u>																													
陸上競技用具	[略]	円 <u>190</u>																													
軟式野球用具	[略]	<u>330</u>																													
ソフトボール用具	[略]	<u>330</u>																													
ラグビーフットボール用具	[略]	<u>50</u>																													

サッカー用具	[略]	<u>40</u>
ハンドボール用具	[略]	<u>40</u>
グラウンド・ゴルフ用具	[略]	<u>30</u>
テニス用具	[略]	<u>40</u>
軟式庭球用具	[略]	<u>40</u>
バスケットボール用具	[略]	<u>140</u>
バレーボール用具	[略]	<u>30</u>
バドミントン用具	[略]	<u>30</u>
卓球用具	[略]	<u>70</u>
フットサル用具	[略]	<u>40</u>

サッカー用具	[略]	<u>50</u>
ハンドボール用具	[略]	<u>50</u>
グラウンド・ゴルフ用具	[略]	<u>50</u>
テニス用具	[略]	<u>50</u>
軟式庭球用具	[略]	<u>50</u>
バスケットボール用具	[略]	<u>170</u>
バレーボール用具	[略]	<u>50</u>
バドミントン用具	[略]	<u>50</u>
卓球用具	[略]	<u>90</u>
フットサル用具	[略]	<u>50</u>
カローリング用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
キンボール用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
クップ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
シャフルボード用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ストラックアウト用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
スーパーホッケー用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ターゲットバードゴルフ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
綱引用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
バウンドテニス用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ピロポロ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
フライングディスクゴルフ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ペタンク用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ボッチャ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ホースシューズ用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>
ユニカール用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>50</u>

備考 改正部分は、 <u>下線</u> の部分である。
-----------------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。